

審査基準整理票

処 分 名	大津市老人デイサービスセンター印刷物の掲示等の許可		
根 拠 法 令 名	大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則（平成7年規則第62号）		(条項)第5条第1項
基 準 法 令 名			(条項)
所 管 部 署	健康保険部	健康長寿課	高齢福祉係
標 準 処 理 期 間	1 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市老人デイサービスセンターでの印刷物等の掲示等の許可に係る審査基準] 大津市老人デイサービスセンターでの印刷物等の掲示等の許可に係る審査基準は、大津市老人デイサービスセンター条例第6条第1号及び第2号に定める使用制限事由に該当しないことを基準とする。</p> <p>参 考 [根拠法令] 大津市老人デイサービスセンター管理運営に関する規則 (使用者の遵守事項)</p> <p>第5条 デイサービスセンターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>[参考法令] 大津市老人デイサービス条例 (使用の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、センターを使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の秩序又は善良な風俗をおそれがあるとき。 ・ 営利を図る目的で使用をおそれがあるとき。 ・ その他センターの管理上支障があると認められるとき。 			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。